

さけ・ます種卵等の供与に関する取り扱い

I 供与の条件

1. 供与目的の範囲

- (1) 社会・学校教育の一環として実施される教育実習等に使用する種卵、親魚及び稚魚
- (2) さけ・ますの資源増大に貢献することが期待される試験研究等に使用する種卵、親魚及び稚魚
- (3) 地域の活性化に繋がる各種イベントや文化伝承行事等に使用する親魚
- (4) さけ・ますの生態等を啓発する広報・展示等に使用する種卵、親魚及び稚魚

2. 供与の対象とする団体の範囲

- (1) 社会・学校教育及び試験研究等に使用する場合
 - ・ さけ・ますに対する教育と理解を高めることが期待できると認められる団体、又は公的研究機関とする。
- (2) 各種イベントや文化伝承行事等に使用する場合
 - ・ 市町村等の公共性のある団体、又は伝統文化を継承する団体として広く認められた団体とする。
- (3) 広報・展示等に使用する場合
 - ・ 公共的な機関、又は公共的な目的で実施する団体とする。

3. 供与対象魚種

- ・ シロザケ・カラフトマス・そ上系サクラマスの種卵、親魚及び稚魚

4. 供与数量

- (1) 種卵：概ね一件当たり 5,000 粒以内（各種イベントや文化伝承行事は対象外）とする。
- (2) 親魚：概ね一件当たり 5,000 粒以内に相当する尾数（雄 1 尾、雌 3 尾程度）とする。
ただし、各種イベントや文化伝承行事で使用する場合は、原則として雄に限るものとし、必要最小限の尾数とする。
- (3) 稚魚：必要最小限の尾数（各種イベントや文化伝承行事は対象外）とする。

5. その他の供与条件

- (1) 社会・学校教育及び試験研究等に使用する場合
 - ・ 設備等を含め、親魚・種卵・稚魚を適切に管理しうる **と** 地区組織（地区毎に設置している増殖団体、以下「地区組織」という。）が認めること。
 - ・ 放流期に達した稚魚は、北海道が計画策定するさけ・ます人工ふ化放流計画に基づく放流水系（原則として最寄りの増殖河川）に放流すること。
 - ・ 親魚・種卵・稚魚の正しい採卵・飼育管理等を指導できる技術者がいること。

(2) 各種イベントや文化伝承行事等に使用する場合

- ・ 供与された親魚を使用する施設は、さけ・ますの自然そ上を妨げるものでないこと。

II 供与要請の要領及び受取等

1. さけ・ます種卵等の供与を要請する団体は、供与依頼要請書（様式1）に必要事項を明記し、代表者の印を押印のうえ、公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会（以下「道増協」という。）に提出し、供与依頼の要請を行うものとする。
（供与依頼要請書の記載等に関する留意事項は末尾別紙を参照）
2. 要請を受理した道増協は、地区組織と協議のうえ、その対応を決定し、要請団体へ供与可否通知書（様式2）をもって通知する。
3. 供与の承諾を受けた団体は、受取の時期と方法等について地区組織と打合せを行い、供与を受けるものとする。
4. 供与を受けた団体は、教育実習や試験研究等のふ化放流結果、各種イベントや文化伝承行事等の実施結果、又は展示等の結果について、供与目的が終了次第又は7月末日までに供与結果報告書（様式3）により道増協に報告するものとする。

III その他

1. 教育実習や試験研究等を目的として放流した稚魚が、親魚として回帰した場合であっても、その団体に対する所有権等は発生しないこと並びにさけ・ます増殖事業に影響を与えないことを確約すること。

（注）地区組織とは一

- ・ 一般社団法人 十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会
〒080-0801 帯広市東1条南2丁目1番地
TEL：0155-25-0722 FAX：0155-25-0725
- ・ 一般社団法人 根室管内さけ・ます増殖事業協会
〒086-1634 標津郡標津町北4条西1丁目1番13号
TEL：0153-82-3617 FAX：0153-82-1273
- ・ 一般社団法人 北見管内さけ・ます増殖事業協会
〒093-0003 網走市南3条東3丁目1-1
TEL：0152-45-3103 FAX：0152-45-3102

- ・ 一般社団法人 宗谷管内さけ・ます増殖事業協会
〒098-5805 枝幸郡枝幸町幸町1番地 枝幸水産会館内
TEL : 0163-69-2111 FAX : 0163-69-2112

- ・ 一般社団法人 留萌管内さけ・ます増殖事業協会
〒098-3312 天塩郡天塩町字川口 5788 番 7
TEL : 01632-2-1607 FAX : 01632-2-1655

- ・ 一般社団法人 日本海さけ・ます増殖事業協会
〒066-0028 千歳市花園1丁目6番地
TEL : 0123-26-2846 FAX : 0123-26-2847

- ・ 一般社団法人 渡島管内さけ・ます増殖事業協会
〒040-0065 函館市豊川町11番9号 ぎょれんビル3階
TEL : 0138-22-4225 FAX : 0138-26-5338

- ・ 一般社団法人 胆振管内さけ・ます増殖事業協会
〒059-0642 白老郡白老町字竹浦 334-2
TEL : 0144-87-6831 FAX : 0144-87-6832

- ・ 一般社団法人 日高管内さけ・ます増殖事業協会
〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目4番地
TEL : 0146-22-6770 FAX : 0146-22-6771

供与依頼要請書の記載等に関する留意事項

1. 要請内容

- (1) 希望供与数の箇所に対象魚種（シロザケ・カラフトマス・そ上系サクラマス）及び種類（親魚・受精直後卵・発眼卵・稚魚）を明記してください。
- (2) 要請目的は、具体的な目的（理由）を記入してください。
- (3) 放流場所は水系名を記載してください。河川名を記載する場合は、カッコ書きにしてください。
- (4) 連絡先は、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び団体名（担当者）を記載してください。

2. 添付書類

複数の要請を提出する際は、要請一覧（要請者・連絡先・供与希望時期・魚種・数量・放流水系）を添付してください。

3. 要請の取りまとめ

- (1) 同一市町村内において複数の学校等が要請する場合は、出来るだけ教育委員会若しくは市町村等が取り纏めて要請願います。
- (2) 教育委員会が取り纏めて要請される場合は、内訳の一覧表を添付した教育委員会の申請としてください。

4. 問合せ先

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目（水産ビル 5 階）
公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会

TEL 011-271-5421
FAX 011-271-5423